

申告会場スケジュール

※時間に余裕をもってお越しください。

【平日受付】

日程	時間	場所
2月16日(金)～ 3月15日(金)	8:30～12:00 13:00～16:00	税務課⑧番窓口 ☎ 73-7505
2月28日(水)	9:00～13:00	改善センター ☎ 72-6040
2月29日(木)	9:00～13:00	南部公民館 ☎ 75-2111

【休日受付】

日程	時間	場所
3月3日(日)	8:30～12:00	税務課⑧番窓口

！ 下記の内容に ご注意ください

- ①今年度より受付時間が
16:00 までに変更と
なっています。
- ②申告書の作成時、各種
事項の内容に対する同意
書をご記入いただき
ます。
- ③譲渡所得がある場合は
税務署へご相談くださ
い。
- ④2月28日(水)、29日(木)
は出張申告のため、税
務課窓口職員が少なく
非常に混雑します。

税の申告が 始まります

所得税の確定申告、町道民税の申告の時期となりました。必要書類などをご用意のうえ、期日ま
でに正しく忘れず申告しましょう。

申告期間

2月16日(金)～3月15日(金)

※期間後の窓口受付はできませんので、お気を付けください。

①申告が必要なのはどんな人？

その1 所得税の確定申告が必要な方

- ◆事業を営む方で、所得金額が所得控除の合計額
よりも多い方
- ◆給与所得者で、給与所得や退職所得以外の所得
合計が20万円を超える方
- ◆給与を2力所以上から受け、年末調整をされな
かった給与の収入額と、給与所得や退職所得以
外の所得合計が20万円を超える方

- ◆年金受給者で源泉徴収税を納付している方

※公的年金などの収入金額が400万円以
下であり、公的年金などにかかる雑所
得以外の所得金額が20万円以下であ
る場合、確定申告は必要ありません。

その2 町道民税の申告が必要な方

- ◆所得税の申告を必要としない方で給与・事業・
不動産などの収入がある方（給与のみで年末調
整済みの方を除く）
- ◆国民健康保険に加入している方

※収入のない方、または少ない方でも申告
がなければ、国民健康保険税の低所得者
に対する軽減措置の対象になりません。

②どうやって申請するの？

その1 パソコン・スマホで申告

国税庁ホームページ「確定申告等作成コー
ナー」では、画面の案内に従って金額などを入
力するだけで、税額が自動計算され、確定申告
書を自宅で簡単に作成することができます。

＼ ネットでサクッと申請 ＼



国税庁ホームページ

その2 申告会場で申告・相談

会場の日程は次頁の通りです。申告内容は個
人で異なりますので、お気軽にご相談くださ
い。なお、ご自身で作成した申告書は町道民税
の申告以外はそのまま税務署へお送りします。
※所得税の還付については税務署にお問い合わせ
ください。

【岩見沢税務署】
☎0126-22-0810
【税務課課税グループ】
☎73-7505



③申告に必要な持ち物は？

□マイナンバー（個人番号）が分かるもの

<マイナンバーカードをお持ちの方>

○マイナンバーカード

<マイナンバーカードをお持ちでない方>

○通知カードおよび身元確認書類

（運転免許証、パスポート、保険証などか
ら1つ）



マイナンバーカードで
ネット申請可！
窓口受付の場合でも
スムーズに手続きできます。

□収入の分かる書類（給与・年金のある方は源
泉徴収票）

□本人名義の銀行などの口座番号が分かるもの
（税金が還付になる方）

□所得控除を受ける方は次の書類

<生命保険料、地震保険料>

各種控除証明書

<医療費控除>

医療費の明細書、セルフメディケーション税制

の明細書（どちらの用紙も税務課に備え置き）
※どちらも事前に作成してください。

<社会保険料控除>

社会保険任意継続保険料、国民年金保険料
（控除証明書の添付が必要）、国民健康保険税、
介護保険料、後期高齢者医療保険料などの領
収書または証明書

<住宅借入金等特別控除>

登記全部事項証明書、売買契約書または請負
契約書、住宅取得資金にかかる借入金の年末
残高等証明書など

※詳細は6ページ記載の問い合わせ先までご
相談ください。

<障害者控除>

障害者手帳、療育手帳、障害者控除対象者認
定書などの確認ができるもの

※介護保険の要介護認定（要支援は除く）を受
けている65歳以上の方は、障害者手帳など
の交付を受けていない場合でも「障害者控除
対象者認定書」の交付により、障害者控除の
対象となります。